

# 定例委員会会議録

委員長 本 橋 正 壽

委 員 岩 崎 典 子

委 員 浅 沼 敏 幸

委 員 中 村 映 子

- 1 日 時 令和4年11月10日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 選挙管理委員会室
- 3 出席者 委員4名、係長2名、書記3名
- 4 議 案 (1) 在外選挙人名簿の登録について  
(2) 選挙人名簿登録者の抹消について
- 5 報 告 (1) 公職の候補者等の政治活動用文書図画の取扱いについて  
(2) 令和4年度東京都明るい選挙ポスターコンクール審査結果  
(練馬区分) について
- 6 その他 (1) 日程について  
(2) その他

---

午前 10 時 00 分、本橋委員長開会を宣す。

---

**【議案】**

---

(1) 在外選挙人名簿の登録について

---

選挙係長より、在外選挙人名簿に関して、出国時申請のあった 2 名を新たに登録するとの説明があり、可決された。総登録者数は 1,096 人。

---

(質疑・応答)

---

特になし。

---

(2) 選挙人名簿登録者の抹消について

---

選挙係長より、公職選挙法第 28 条の規定により、死亡・国籍喪失・失踪による抹消者が 635 人、4 か月経過者が 2,936 人、在外移転者が 2 人、誤載者が 2 人、総計 3,575 人の抹消を行うとの説明があり、可決された。

---

令和 4 年 11 月 8 日現在の選挙人名簿登録者数は 612,539 人。

---

(質疑・応答)

---

特になし。

---

**【報告】**

---

(1) 公職の候補者等の政治活動用文書図画の取扱いについて

---

選挙係長より、練馬区議会議員選挙立候補予定者・同掲示責任者および各党派に通知する公職の候補者等の政治活動用文書図画の取扱いについて報告があった。

---

令和 5 年 4 月執行予定の練馬区議会議員選挙にかかる個人の政治活動用ポスターは、公職選挙法第 143 条第 16 項および第 19 項の規定により、任期満了日にあたる令和 5 年 5 月 29 日の 6 か月前の令和 4 年 11 月 29 日から選挙執行日(投票日)

---

---

までは、掲示することが禁止される。

---

については、練馬区議会議員の職にある者や立候補予定者のポスターで、個人の政治活動用ポスターと判断されるものについては、令和4年11月28日までに全て撤去するように依頼する。

---

(質疑・応答)

---

委員：期限を過ぎても個人の政治活動用ポスターを貼付している場合はどうなるのか。

---

事務局：公職選挙法第147条による撤去命令、さらには公職選挙法第243条による罰則の対象となる。

---

委員：ポスターを勝手にはがすことは可能か。

---

事務局：ポスターが貼付された建物等の所有者・管理者は可能だが、ポスターには所有権があるため、第三者がはがすことは問題になる可能性がある。

---

委員：ポスターに「このポスターは違反です。」等を書くとどうなるのか。

---

事務局：器物破損罪等になる可能性がある。

---

委員：現職の区議でも違反をしている場合がある。周知徹底して欲しい。

---

事務局：各会派宛てにも通知を行う。その際に一言添える等徹底していく。

---

(2) 令和4年度東京都明るい選挙ポスターコンクール審査結果(練馬区分)について

---

情報啓発係員より、令和4年度東京都明るい選挙ポスターコンクール審査結果のうち、練馬区分について報告があった。

---

今年度は最優秀作品が0点、優秀作品が6点(中学校3点・高等学校3点)、入選

---

